

**第 1 次 磐 田 市 総 合 計 画
後期基本計画策定方針**

(平成 24 年度～28 年度)

平成 23 年 4 月

磐 田 市

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成 19 年度から第 1 次磐田市総合計画をスタートし、基本構想に示されている将来像「光と風・水と緑 ひとが、まちが、いま輝きだす～自然あふれ、歴史・文化薫るゆとりと活力のまち～」を目指し、前期基本計画に基づき、各種政策・施策を実施してきました。

その間、百年に一度といわれる世界的経済危機や少子高齢化の一層の進行など、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化し、厳しい財政状況の下、効率性・有効性の高い行政経営がより一層求められるようになってきています。

また、本年 3 月 11 日に発生した、東北地方太平洋沖地震では、激しい揺れに加え巨大津波や火災により、広範囲において多くの尊い命や貴重な財産が失われ、従来の防災対策をはじめ、各種まちづくりに大きな変革が求められています。

加えて、地方分権の推進により、国と地方の関係が大きく見直されようとするなか、これまで以上に自治体の自主性・自律性の確立が要請されています。

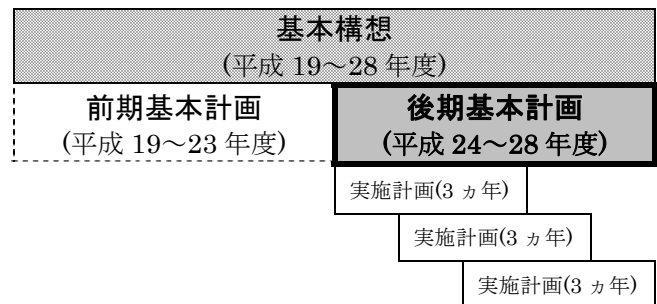
このような状況のもと、前期基本計画の計画期間が平成 23 年度をもって終了することから、引き続き基本構想の実現に向けてまちづくりを進めるため、次なる 5 ヶ年に向けた「磐田市総合計画後期基本計画」を策定するものです。

2. 計画の構成と期間

磐田市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。

(1) 基本構想

基本構想は、10 年後の将来像や政策の柱のほか、これらを達成するための基本的な方針などを示しています。現基本構想は、地方自治法第 2 条第 4 項に基づき、市議会の議決を経て平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間の構想として策定されているため、今回は改定しません。



(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための各種施策やその達成度を測るための指標などを示しています。計画期間は、前期基本計画が平成 19 年度から平成 23 年度まで、後期基本計画が平成 24 年度から平成 28 年度までの各 5 年間となり、**今回はこの後期計画を策定します。**

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に定めた施策を実現するための具体的な事業内容等を示すもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。計画期間は3年間で、毎年度見直しを行っていきます。

3. 策定の視点

本市を取り巻く状況は、前期基本計画を策定した平成17～18年度からは大きく様変わりしていることから、前期基本計画の成果を踏まえつつ、これからのまちづくりの方向を明らかにする計画として、次の視点を基本に策定します。

(1) 時代要請にかなった、新たな計画づくり

社会経済情勢や市民ニーズの変化に的確に対応した計画とするため、前期基本計画を検証する中で、現在から将来にわたり真に必要なものを見極めながら、スクラップ&ビルドの考えに基づき、計画の策定にあたります。

(2) 目標が明確で成果が評価できる計画づくり

可能な限り目標の明確化と成果指標の数値化を図り、市民にとってわかりやすい計画とします。

(3) 実現性を重視した計画づくり

限られた財源・人材等の資源を有効に活用し、計画的・効率的な行財政経営を図るため、的確な財政見通しに基づく実現性のある計画の策定を目指します。

(4) 市民と市の役割分担を明確にし、協働して取り組む計画づくり

行政と市民・団体・事業者等のそれぞれの役割分担と連携のあり方を示し、協働してまちづくりに取り組んでいくことのできる計画とします。

(5) 磐田らしさを生かした計画づくり

磐田市の歴史や文化、自然環境、産業等のさまざまな特長を生かし、本市の魅力を最大限に高め、活力を引き出せるよう、磐田らしさを持った計画とします。

4. 策定体制

本市の将来像の実現に向けた、これからのまちづくりの方向を明らかにする計画となるため、協議機関の設置等多くの市民の参画と全庁体制により計画策定を進めていきます。

(1) 協議機関

① 総合計画審議会

磐田市総合計画審議会条例に基づき、学識経験者、各種団体の代表、公募委員からなる総合計画審議会を設置し、市長からの諮問に応じ、計画案について審議を行います。

(2) 庁内体制

① 総合計画策定委員会

副市長(委員長)、企画部長(副委員長)、教育長、部局長及び理事で組織する策定委員会を設置し、策定研究会での計画原案について総合的な調整を行い、審議会に提案します。

② 策定研究会(庁内プロジェクトチーム)

各所属長により組織する策定研究会を設置し、計画原案を策定し、策定委員会に提案します。なお、必要に応じて部会を設置するなど基本施策体系ごとに計画原案の策定を行います。

③ 事務局

企画部政策企画課政策推進係に設置し、各種調整等を行います。

(3) 市民参画

① 市民意識調査・団体等アンケート調査

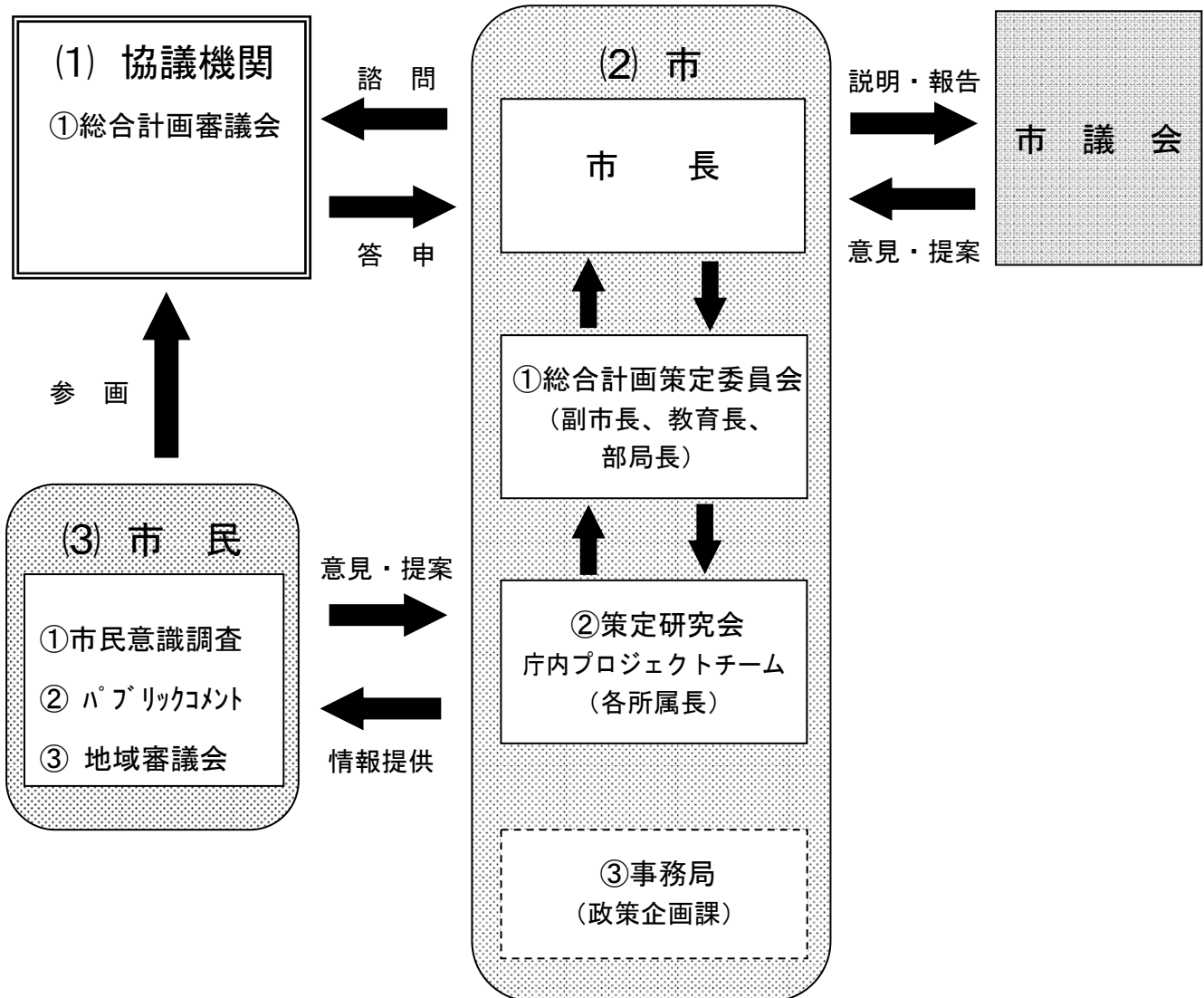
② 計画案のパブリックコメント

③ 地域審議会(意見聴取)

(4) 計画策定業務の委託

計画の策定に関し、計画作成に必要な支援及び助言等計画策定作業の円滑化を図るため、業務の一部を業者委託します。

※体制図



5. 策定スケジュール

平成24年2月までに後期基本計画を策定することを目指します。

		プロセス	庁内	総合計画審議会	市民	議会
平成22年度		準備	基礎調査		市民意識調査	
平成23年度	4月	策定方針策定 ↓ 策定方針決定	策定研究会 ①策定委員会	委員選定	策定方針の公表	策定方針の説明
	5月	計画素案の策定		①諮問 策定方針の説明		
	6月	各課調整 ↓		②策定委員会		
	7月		③策定委員会	③計画素案の 説明	計画素案の 説明	
	8月	計画素案の決定、意見募集 ↓	策定研究会 ④策定委員会		計画素案の公表 地域審議会 パブリックコメント	
	9月	計画案の決定 ↓ 計画案の審議		④施策ごとの 審議		
	10月			⑤施策ごとの 審議		
	11月		⑥策定委員会	⑥施策ごとの 審議	進捗状況 の説明	
	12月	最終案のまとめ ↓	⑦策定委員会	⑦全体の総 括審議		
	1月		⑧策定委員会	⑧答申		
2月	計画の決定 ↓ 報告・公表	⑨策定委員会			最終案の 報告	
3月				公表		